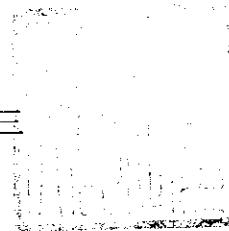


国交政審(海) 第3号
平成19年8月28日

交通政策審議会

会長 御手洗富士夫 殿

国土交通大臣 冬柴鐵三



交通政策審議会への諮問について

国土交通省設置法第14条第1項第1号の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第58号

AIS（船舶自動識別装置）の整備等を踏まえた新たな船舶交通安全政策のあり方について

諮問理由

我が国における海難隻数、海難に伴う死者・行方不明者等は、様々な海難防止活動を行っている中で横ばい傾向で推移し、毎年貴重な人命・財産が失われている。また、今後も、船舶の大型化・高速化の進展、外国籍船の増加、内航船舶における高齢化・厳しい労働環境、プレジャーボート免許保有者の増加等により潜在的な海難のリスクが高まっていくものと考えられる。

一方で、今般施行された海洋基本法においては、国の責務のひとつとして、効率的かつ安定的な海上輸送の確保及び海洋の安全の確保のために必要な措置を講ずることを求めている。

現在、海上保安庁では、平成20年度までに我が国の全沿岸域を対象にAIS陸上局を整備することとしており、リアルタイムでの船舶の動静把握や危険情報の提供業務を順次拡大しているところである。

このような状況の中で、安全性と効率性が両立した船舶交通環境の維持・向上を図るため、航行環境の変化、AISの整備の進展等を踏まえ、新たな船舶交通安全政策の方向性及び具体的施策について、本審議会の御意見を賜りたく、諮問するものである。